

株主各位

第156期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

新株予約権等に関する事項	1頁～	5頁
連結注記表	6頁～	30頁
株主資本等変動計算書		31頁
個別注記表	32頁～	43頁

当社は、上記の事項について、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ngk.co.jp/ir/index.html>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

2022年6月6日

日本碍子株式会社

新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第3回新株予約権 (2007年7月27日) 及び (同年8月10日)	取締役1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2007年8月31日 ～ 2037年6月30日	該当せず
第4回新株予約権 (2008年7月28日)	取締役2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2008年8月14日 ～ 2038年6月30日	該当せず
第5回新株予約権 (2009年7月30日)	取締役2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2009年8月18日 ～ 2039年6月30日	該当せず
第6回新株予約権 (2010年7月29日)	取締役3名 6個	6,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2010年8月17日 ～ 2040年6月30日	該当せず
第7回新株予約権 (2011年7月28日)	取締役3名 6個	6,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2011年8月16日 ～ 2041年6月30日	該当せず
第8回新株予約権 (2012年7月30日)	取締役3名 6個	6,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2012年8月16日 ～ 2042年6月30日	該当せず
第9回新株予約権 (2013年7月31日)	取締役4名 8個 監査役1名 2個	10,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2013年8月17日 ～ 2043年6月30日	該当せず
第10回新株予約権 (2014年7月31日)	取締役4名 12個 監査役1名 2個	14,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2014年8月20日 ～ 2044年6月30日	該当せず
第11回新株予約権 (2015年7月30日)	取締役4名 13個 監査役1名 2個	15,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2015年8月19日 ～ 2045年6月30日	該当せず

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第12回新株予約権 (2016年7月28日)	取締役5名 16個 監査役1名 2個	18,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2016年8月17日 ～ 2046年6月30日	該当せず
第13回新株予約権 (2017年7月28日)	取締役5名 16個 監査役1名 2個	18,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2017年8月17日 ～ 2047年6月30日	該当せず
第14回新株予約権 (2018年6月26日)	取締役6名 20個 監査役1名 2個	22,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2018年7月13日 ～ 2048年6月30日	該当せず
第15回新株予約権 (2019年6月21日)	取締役6名 20個 監査役1名 3個	23,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2019年7月10日 ～ 2049年6月30日	該当せず
第16回新株予約権 (2020年6月29日)	取締役6名 22個 監査役1名 3個	25,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2020年7月16日 ～ 2050年6月30日	該当せず
第17回新株予約権 (2021年6月28日)	取締役6名 43個	43,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2021年7月15日 ～ 2051年6月30日	該当せず

(注) 1. 上記取締役には、いずれも社外役員は含まれておりません。

2. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日（以下、本注記において「権利行使開始日」という。）から、同じく6年を経過する日または新株予約権を行使することができる期間の最終日（以下、本注記において「権利行使最終日」という。）のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、権利行使最終日の1年前の応当日（以下、本注記において「応当日」という。）に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、応当日の翌日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

3. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

4. 新株予約権の数は、当初発行された個数から、すでに権利行使された個数及び権利失効した個数を減じて記載しております。

② 当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第17回新株予約権
発行決議の日	2021年6月28日
交付された者の人数及び新株予約権の数	執行役員（取締役兼務執行役員を除く）21名 73個
新株予約権の目的となる普通株式の数	73,000株
新株予約権の払込金額	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	1株当たり1円
新株予約権を行使することができる期間	2021年7月15日～2051年6月30日
有利な条件の内容	該当せず

- (注) 1. 新株予約権の主な行使条件
 上記①の(注) 2. と同じです。
 2. 新株予約権の取得事由
 上記①の(注) 3. と同じです。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

上記①②以外で、当事業年度の末日に当社の執行役員が有する新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使すること ができる期間	有利な条件の 内容
第6回新株予約権 (2010年7月29日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2010年8月17日 ～ 2040年6月30日	該当せず
第7回新株予約権 (2011年7月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2011年8月16日 ～ 2041年6月30日	該当せず
第8回新株予約権 (2012年7月30日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 3名 6個	6,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2012年8月16日 ～ 2042年6月30日	該当せず
第9回新株予約権 (2013年7月31日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 3名 6個	6,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2013年8月17日 ～ 2043年6月30日	該当せず
第10回新株予約権 (2014年7月31日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 4名 8個	8,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2014年8月20日 ～ 2044年6月30日	該当せず
第11回新株予約権 (2015年7月30日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 5名 10個	10,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2015年8月19日 ～ 2045年6月30日	該当せず

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使すること ができる期間	有利な条件の 内容
第12回新株予約権 (2016年7月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 8名 16個	16,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2016年8月17日 ～ 2046年6月30日	該当せず
第13回新株予約権 (2017年7月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 9名 18個	18,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2017年8月17日 ～ 2047年6月30日	該当せず
第14回新株予約権 (2018年6月26日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 10名 20個	20,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2018年7月13日 ～ 2048年6月30日	該当せず
第15回新株予約権 (2019年6月21日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 13名 27個	27,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2019年7月10日 ～ 2049年6月30日	該当せず
第16回新株予約権 (2020年6月29日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 17名 36個	36,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2020年7月16日 ～ 2050年6月30日	該当せず

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数：45社

主要な連結子会社の名称

NGK CERAMICS USA, INC.、NGK CERAMICS EUROPE S.A.、
NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司、NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.、
NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C.V.、
NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.、
NGKエレクトロデバイス㈱、エヌジーケイ・セラミックデバイス㈱

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

エヌジーケイ・ライフ㈱、エヌジーケイゆうサービス㈱、
エヌジーケイ・ロジスティクス㈱

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

持分法適用非連結子会社の数：1社

エヌジーケイ・ライフ㈱

持分法適用関連会社の数：1社

メタウォーター㈱

(2) 主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

エヌジーケイゆうサービス(株)、エヌジーケイ・ロジスティクス(株)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社については決算日が連結決算日（3月31日）と異なります。うち中国とメキシコ等にある子会社8社については3月31日の仮決算に基づく決算数値を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

その他有価証券：

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準：時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法：

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 3年～12年

② 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② N A S 電池安全対策引当金

当社は、2011年9月に当社製造N A S[®]電池において火災が発生したことを受け、N A S 電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積り、計上しております。

③ 製品保証引当金

当社及び一部の連結子会社は、販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは独自のセラミック技術を応用し、社会の基盤を支え、環境保全に役立つ様々な製品を製造、販売しております。事業別の主な履行義務の内容は以下の通りであります。

(エネルギーインフラ事業)

がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置を主としたがいし関連の製品の製造・販売、サービスの提供、及び電力貯蔵用N A S[®]電池（ナトリウム/硫黄電池）を主としたエナジーストレージ関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

(セラミックス事業)

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売等を行っております。

(エレクトロニクス事業)

電子工業用製品を主とした電子部品関連の製造・販売、ベリリウム銅製品、及び金型製品を主とした金属関連の製品の製造・販売等を行っております。

(プロセステクノロジー事業)

半導体製造装置用部品の製造・販売等、及び化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置を主とした産業機器関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

- ② 履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
当社グループは以下イ、ロ、の場合を除き、国内販売については主に製品が顧客に着荷した時点又は顧客の検収が完了した時点等、輸出販売については主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき顧客にリスクが移転したと判断される時点等で、提供した資産等に関する対価を収受する権利を当社グループが有し、法的所有権、物理的占有、重大なリスク等が顧客に移転することから、資産に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

イ. 請負契約

主にエネルギーインフラ事業及びプロセステクノロジー事業で締結している請負契約については製品又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ. 役務提供が付随する製品販売

主にエネルギーインフラ事業及びプロセステクノロジー事業で行っている製品販売について、当該製品販売に関連する据付工事や試運転等の役務提供を別契約として締結した場合であっても、当該製品販売とそれに付随する役務提供契約は単一の履行義務として、役務提供完了時に資産等に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

・ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係の全てに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下の通りであります。

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理並びに金利スワップの特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金利息

ハ. ヘッジ取引の種類

キャッシュ・フローを固定するもの

③ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、米国の一部連結子会社においては、年金以外の退職後給付費用についてもその総額を見積り従業員の役務提供期間等を基礎として配分しており、退職給付と類似の会計処理方法であることから退職給付に係る負債に含めて表示しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は下記の通りです。

(1) 契約の結合及び履行義務の識別

当社グループが行う製品販売及びそれに伴う据付工事や試運転等の役務提供に関して、従来は製品販売については着荷時若しくは顧客の検収完了時、役務部分については当社グループの作業完了時にそれぞれ収益を認識している取引が一部ありましたが、製品販売とそれに伴う役務提供は主に単一の履行義務として、役務提供完了時に収益を認識する方法に変更しております。

(2) 一定の期間にわたり充足される履行義務

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」及び「その他」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」、「契約資産」及び「その他」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。この結果、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「V 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 退職給付

(1) 当連結会計年度に計上した金額

退職給付に係る資産 6,692百万円
退職給付に係る負債 21,420百万円

(2) その他の情報

退職給付債務から年金資産の額を控除した価額を退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産に計上しております。退職給付債務は退職率、死亡率、昇給率等の仮定に基づき算定した退職給付見込額を現在価値に割り引いて算定しております。年金資産は期末時点の公正な評価額となっております。

退職給付債務、年金資産及び退職給付費用の算定において利用している重要な仮定は割引率と期待運用収益率であります。割引率は主に長期の優良社債の実質利回りに基づき決定しており、期待運用収益率は保有している年金資産の構成、過去の運用実績、市場金利動向等の経営環境を加味して決定しております。

金利等の大幅な変動、予期しない経営環境の変化等により、数理計算上の前提に変動が生じた場合には、損益に影響を与える可能性があります。

2. 税効果

(1) 当連結会計年度に計上した金額

繰延税金資産 5,890百万円
繰延税金負債 1,085百万円

(2) その他の情報

繰延税金資産及び繰延税金負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額の一時差異、繰越欠損金等に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異及び繰越欠損金等が将来の税金負担額を軽減することができる範囲で計上し、繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について計上しております。繰延税金資産及び繰延税金負債の算定は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税法等に従い、一時差異が回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて行っております。

繰延税金資産の回収可能性については、経営者等によって承認された事業計画、過去の課税所得の発生状況、タックス・プランニング等により評価を行っております。

繰延税金資産の回収可能性の評価の前提となる、経営環境の予期しない変化や税法の改正等により、繰延税金資産の回収可能額に変動が生じ、損益に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

1. 移転価格税制に基づく更正処分に対して提起した取消訴訟について

当社は、2007年3月期から2010年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、2012年3月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分(地方税を含めた追徴税額約62億円、うち約1億円は名古屋国税不服審判所に対する審査請求により還付済み)につき、2016年12月に東京地方裁判所に対して取消訴訟を提起しました。その後の審理を経て、2020年11月に東京地方裁判所にて、当社の請求を概ね認容し、法人税及び地方税額等合計約58億円について、本件更正処分等を取り消す旨の判決(以下、第一審判決)が言い渡されました。国は、この第一審判決を不服として、2020年12月に東京高等裁判所に対して控訴を提起しました。これを受けて、当社は、第一審判決中、当社の請求が認容されなかった部分について、同月に附帯控訴を提起しました。その後の審理を経て、2022年3月に東京高等裁判所にて、当社の請求を概ね認容した東京地方裁判所の第一審判決を是認し、国の控訴及び当社の附帯控訴をいずれも棄却する旨の判決が言い渡されました。その後、当社は、当社の請求が概ね認容されていること等を総合的に考慮し、上告及び上告受理申立てをいずれも行いませんでした。また、国からも、期限までに上告及び上告受理申立てはいずれも行われなかったため、控訴審判決が確定しました。これに伴い、過年度に納付済みの法人税及び地方税額等について、当連結会計年度において還付税金約58億円を法人税等還付税額に計上するとともに、これに係る還付加算金約12億円を営業外収益に計上しております。

上記の更正処分に続き、当社は、2011年3月期から2015年3月期までの事業年度における上記のポーランド子会社との取引に関しても同様に、2017年6月に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を受け、地方税を含めた追徴税額約85億円を納付しましたが、処分の取消しを求め、2018年7月に名古屋国税不服審判所へ審査請求を行い、2019年7月に当該処分を一部取り消す旨の裁決書を受領しました。しかしながら、この段階では法人税及び地方税額等約4億円の還付に止まったことから、当社としては全額が取り消されるべきと考え、2019年12月に東京地方裁判所に対して更正処分の取消訴訟を提起しました。

なお、2016年3月期以降の連結会計年度につきましては、上記の経緯等を踏まえて見積った税額を連結計算書類に反映しております。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りは、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、その収束状況によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

553,420百万円

2. 未払法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し、2017年6月に移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため、2016年3月期から各連結会計年度についての見積税額を含んでおります。

一方、2007年3月期から2010年3月期までの事業年度における上記のポーランド子会社との取引に関し、2012年3月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分につき、2022年3月に東京高等裁判所にて、当社の請求を概ね認容した東京地方裁判所の第一審判決を是認する旨の判決が言い渡され、その後、控訴審判決が確定したことに伴い、過年度に納付済みの法人税及び地方税額等に係る還付税金の未収分を反映しております。

3. 保証債務等

(1) 保証債務

① 保証債務

2,234百万円

② 保証予約債務

91百万円

(2) 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、名古屋地方裁判所において、2021年7月6日付（訴状送達日：2021年10月29日）で、インドネシア法人であるピーティー・パイトン・エナジー（以下「パイトン社」）並びにその保険会社及び再保険者（以下総称して「原告ら」）から、損害賠償金として1億5,139万2,337.48米ドル（168億2,877万2,234円）及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けました。その後、原告らの2022年1月11日付の訴え変更申立書により、請求額が41.36米ドル（4,796円）増額され、1億5,139万2,378.84米ドル（168億2,877万7,030円）及びこれに対する遅延損害金に変更されております。

本訴訟は、2018年1月、パイトン社が運営するインドネシア所在の火力発電所（以下「本発電所」）において発生した変圧器の火災事故に関連して、原告らが、当社の製造物責任及び不法行為責任を主張し、当社に対して損害賠償及び当該賠償金に対する遅延損害金の支払いを求めるものであります。

なお、当社は、当該変圧器の一部品であるブッシング（2010年製）の販売元であり、当該ブッシングは、販売先である機器メーカーによって当該変圧器に組み込まれ、その後、プラントエンジニアリングメーカーを通じ、本発電所へ納入されたものです。

当社は、上記の事故に関して、当社が原告らに対し責任を負うべき理由はないものと認識しておりますので、原告らからの請求に対しては、今後、本訴訟において、ブッシングの品質及び当社の事業の適切性が正しく認定されるよう、然るべき対応を行っていく所存であります。

なお、本訴訟の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点でその影響を合理的に見積もることは困難であります。

Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

1. 法人税等還付加算金及び法人税等還付税額

2007年3月期から2010年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、2012年3月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分につき、2022年3月に東京高等裁判所にて、当社の請求を概ね認容した東京地方裁判所の第一審判決を是認する旨の判決が言い渡され、その後、控訴審判決が確定したことに伴い、還付税金5,758百万円を法人税等還付税額に計上するとともに、これに係る還付加算金1,196百万円を営業外収益に計上しております。

2. 減損損失

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
セラミックス事業用資産	機械装置及び運搬具等	中国	1,034

当社グループは、主に内部管理上採用している事業により資産のグルーピングを行っており、また遊休資産等については個々の資産を資産グループとしております。

収益性の低下した事業用資産や遊休資産について、帳簿価額を備忘価額等まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物8百万円、機械装置及び運搬具1,075百万円、建設仮勘定37百万円、その他38百万円であります。

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	322,211	-	5,000	317,211
合計	322,211	-	5,000	317,211
自己株式				
普通株式	5,639	5,001	5,070	5,570
合計	5,639	5,001	5,070	5,570

- (注) 1. 発行済株式の普通株式の減少株式数5,000千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。
2. 自己株式の普通株式の増加株式数5,001千株は、取締役会決議に基づく取得による増加5,000千株、単元未満株式の買取請求による増加1千株によるものであります。
3. 自己株式の普通株式の減少株式数5,070千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少5,000千株、ストック・オプションの行使による減少70千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,331	20.00	2021年3月31日	2021年6月29日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	9,348	30.00	2021年9月30日	2021年12月3日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	10,284	利益剰余金	33.00	2022年3月31日	2022年6月28日

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	540,000	株
	(64,000)	

(注) 「新株予約権の目的となる株式の数」の()内の数字は内数で、当連結会計年度末日において権利行使の条件を満たしているため、権利行使ができる新株予約権の目的となる株式の数であります。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金は金融機関からの借入や社債により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

また有価証券及び投資有価証券は主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債は、主に設備資金に係る資金調達であります。デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、外貨建の借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び支払金利の軽減を目的とした金利通貨スワップ、借入金に係る支払金利の軽減を目的とした金利スワップであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業組合出資金は、次表には含めておりません（(注) 1. 参照）。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※ 1)	時価 (※ 1)	差額
(1) 有価証券及び 投資有価証券 (※ 2)	102,483	106,316	3,833
(2) 社債	(35,000)	(34,266)	733
(3) 長期借入金 (※ 3)	(211,152)	(211,694)	△541
(4) デリバティブ取引 (※ 4)	(1,014)	(1,014)	—

(※ 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※ 2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めております。

(※ 3) 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(※ 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となるため、() で示しております。

- (注) 1. 市場価格のない株式等及び投資事業組合出資金の連結貸借対照表計上額は次の通りであり、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

区分	(単位：百万円)
	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 (※ 1)	2,629
投資事業組合出資金 (※ 2)	383

(※ 1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※ 2) 投資事業組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、
活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、
レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	36,319	2,291	－	38,611
資産計	36,319	2,291	－	38,611
デリバティブ取引				
通貨関連	－	963	－	963
金利関連	－	51	－	51
負債計	－	1,014	－	1,014

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項の経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は金融資産2,643百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	9,999	－	9,999
その他有価証券				
株式	21,261	－	－	21,261
その他	－	33,800	－	33,800
資産計	21,261	43,799	－	65,061
社債	－	34,266	－	34,266
長期借入金	－	211,694	－	211,694
負債計	－	245,960	－	245,960

3. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券及び投資有価証券

株式は主として取引所の価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。社債の時価は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。その他に含まれる譲渡性預金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅵ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

主たる地域市場	エネルギー インフラ 事業	セラミックス 事業	エレクトロ ニクス 事業	プロセス テクノロジー 事業	合計
日本	29,741	27,609	25,603	41,900	124,855
北米	5,238	51,077	4,804	49,823	110,944
欧州	450	105,378	2,905	95	108,830
アジア	2,695	100,545	20,022	31,828	155,091
その他	2,468	8,058	69	118	10,716
計	40,594	292,670	53,406	123,767	510,439
主要な財又はサービスの ライン					
がいし	39,279	－	－	－	39,279
エナジーストレージ	1,314	－	－	－	1,314
自動車排ガス浄化用部品	－	228,938	－	－	228,938
センサー	－	63,732	－	－	63,732
金属	－	－	23,885	－	23,885
電子部品	－	－	29,521	－	29,521
半導体製造装置用部品	－	－	－	96,904	96,904
産業機器関連	－	－	－	26,862	26,862
計	40,594	292,670	53,406	123,767	510,439
収益認識の時期					
一時点で移転される財 又はサービス	40,296	292,670	53,406	111,187	497,560
一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	298	－	－	12,579	12,878
計	40,594	292,670	53,406	123,767	510,439

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 顧客との契約及び履行義務に関する情報

当社グループは製品等の引渡し後に生じた製品の欠陥等による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有している取引があります。当該保証義務は、製品等が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として必要に応じて修理又は交換に要する費用を見積もっております。

当社グループは製品が顧客に着荷又は顧客が検収した後、概ね3か月程度で対価を受領しております。なお、請負契約に該当する一部の履行義務については、着手金や履行義務の進捗に応じて段階的に対価を受領しております。

なお、当社グループの締結する契約に重要な金融要素は含まれていないため、金利相当分の調整は行っておりません。

(2) 取引価格の算定に関する情報

当社グループの一部契約には以下の変動対価に該当する取引が含まれているため、取引価格に反映させております。

① 仮単価

正式な取引単価が妥結するまで、顧客との合意に基づき仮単価にて取引を行っている履行義務があります。当該仮単価で行っている履行義務については、妥結すると見込まれる取引単価を見積り、収益を認識しております。

② リバート

顧客との契約により、一定期間内に一定量を顧客が購入した場合に値引きを行う数量リバート等を行っております。数量リバート等については達成する可能性が高いと見積もった目標数量に応じた値引額を反映した価額で収益を認識しております。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報

当社グループの請負契約に該当する取引については、他の用途に転用することができない資産が生じ、かつ義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有しているため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

当該請負契約は、原価の発生進捗が当社グループの履行義務の充足の状況に近似しているため、発生した原価を基礎としたインプットに基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。

進捗度の測定は、履行義務ごとに、期末日までに発生した原価が見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。なお、進捗度を合理的に見積もることができない場合は、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識（原価回収基準による収益の認識）しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との取引から生じる翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	103,868
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	122,212
契約資産（期首残高）	17,007
契約資産（期末残高）	9,573
契約負債（期首残高）	2,796
契約負債（期末残高）	1,828

契約資産は、主に請負契約等を締結している製品又はサービスについて、期末日時点で一部又は全部の履行義務を充足しているが、顧客に請求していない対価であります。契約資産は、対価を受取る権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は請負契約等に基づく履行に先立ち受領した支払いに係るものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,347百万円であります。

また、当連結会計年度において、契約資産が期首より7,434百万円減少した主な理由は、請負契約に該当する大型取引について当連結会計年度中に顧客の検収が完了したため、顧客に対し対価を請求したことにより、顧客との契約から生じた債権に振替えられた影響によるものであります。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価額

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において19,976百万円であります。当該履行義務が収益として認識される時期は約45%が期末日後1年以内、約35%が期末日後1年超3年以内、約20%が期末日後3年超と見込んでおります。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

Ⅶ 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産	1,871円22銭
2. 1株当たり当期純利益	226円56銭

Ⅷ 重要な後発事象

(事業区分の変更)

当連結会計年度において、「エネルギーインフラ事業」、「セラミックス事業」、「エレクトロニクス事業」及び「プロセステクノロジー事業」としていた事業区分を、2022年4月1日付の組織変更に伴い、翌連結会計年度より「エンバイロメント事業」、「デジタルソサエティ事業」、「エネルギー&インダストリー事業」に変更することとしました。

各事業別の主要な履行義務の内容は以下のとおりです。

(エンバイロメント事業)

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売等を行っております。

(デジタルソサエティ事業)

半導体製造装置用部品の製造・販売等、電子工業用製品を主とした電子部品関連の製造・販売等及びベリリウム銅製品、金型製品を主とした金属関連の製品の製造・販売等を行っております。

(エネルギー&インダストリー事業)

電力貯蔵用NAS[®]電池(ナトリウム/硫黄電池)を主としたエナジーストレージ関連の製品の製造販売、がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置を主としたがいし関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。また、化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置を主とした産業機器関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

なお、変更後の事業区分に基づく当連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

主たる地域市場	エンバイロメント 事業	デジタル ソサエティ 事業	エネルギー& インダストリー 事業	合計
日本	27,609	46,975	50,270	124,855
北米	51,077	54,426	5,440	110,944
欧州	105,378	2,936	516	108,830
アジア	100,545	45,898	8,647	155,091
その他	8,058	74	2,582	10,716
計	292,670	150,311	67,457	510,439
主要な財又はサービスの ライン				
自動車排ガス浄化用部品	228,938	-	-	228,938
センサー	63,732	-	-	63,732
半導体製造装置用部品	-	96,904	-	96,904
電子部品	-	29,521	-	29,521
金属	-	23,885	-	23,885
エネジーストレージ	-	-	1,314	1,314
がいし	-	-	39,279	39,279
産業機器関連	-	-	26,862	26,862
計	292,670	150,311	67,457	510,439
収益認識の時期				
一時点で移転される財 又はサービス	292,670	150,311	54,579	497,560
一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	-	-	12,878	12,878
計	292,670	150,311	67,457	510,439

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計		
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金	その他利益 剰 余 金 合 計			
2021年4月1日残高	69,849	70,135	-	70,135	1,752	154,397	156,149	156,149	△11,205	284,928
会計方針の変更による累積的影響額						△1,738	△1,738	△1,738		△1,738
会計方針の変更を反映した当期首残高	69,849	70,135	-	70,135	1,752	152,658	154,410	154,410	△11,205	283,189
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△63	63	-	-		-
剰余金の配当						△15,679		△15,679		△15,679
当期純利益						66,820	66,820	66,820		66,820
自己株式の取得									△9,700	△9,700
自己株式の処分			△6	△6					138	131
自己株式の消却			△9,823	△9,823					9,823	-
利益剰余金から資本剰余金への振替			9,830	9,830		△9,830	△9,830	△9,830		-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△63	41,374	41,310	41,310	260	41,571
2022年3月31日残高	69,849	70,135	-	70,135	1,688	194,032	195,721	195,721	△10,944	324,761

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2021年4月1日残高	19,036	31	19,067	872	304,868
会計方針の変更による累積的影響額					△1,738
会計方針の変更を反映した当期首残高	19,036	31	19,067	872	303,129
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					-
剰余金の配当					△15,679
当期純利益					66,820
自己株式の取得					△9,700
自己株式の処分					131
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	△2,148	△1	△2,150	69	△2,081
事業年度中の変動額合計	△2,148	△1	△2,150	69	39,489
2022年3月31日残高	16,887	29	16,917	941	342,619

(注) 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

子会社株式・出資金及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準：時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法：

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械及び装置 6年～9年

(2) 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当事業年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) N A S 電池安全対策引当金

2011年9月に当社製造N A S[®]電池において火災が発生したことを受け、N A S 電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積り、計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業にかかる損失に備えるため、関係会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 製品保証引当金

販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。

(6) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証にかかる損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 主要な事業における主な履行義務の内容

当社は独自のセラミック技術を応用し、社会の基盤を支え、環境保全に役立つ様々な製品を製造、販売しております。事業別の主な履行義務の内容は以下の通りであります。

(エネルギーインフラ事業)

がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置を主としたがいし関連の製品の製造・販売、サービスの提供、及び電力貯蔵用N A S[®]電池（ナトリウム/硫黄電池）を主としたエナジーストレージ関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

(セラミックス事業)

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売等を行っております。

(エレクトロニクス事業)

電子工業用製品を主とした電子部品関連の製造・販売、ベリリウム銅製品を主とした金属関連の製品の製造・販売等を行っております。

(プロセステクノロジー事業)

半導体製造装置用部品の製造・販売等、及び化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置を主とした産業機器関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

(2) 履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

当社は以下の①②の場合を除き、国内販売については主に製品が顧客に着荷した時点又は顧客の検収が完了した時点等、輸出販売については主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき顧客にリスクが移転したと判断される時点等で、提供した資産等に関する対価を収受する権利を当社が有し、法的所有権、物理的占有、重大なリスク等が顧客に移転することから、資産に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

① 請負契約

主にエネルギーインフラ事業及びプロセステクノロジー事業で締結している請負契約については製品又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 役務提供が付随する製品販売

主にエネルギーインフラ事業及びプロセステクノロジー事業で行っている製品販売について、当該製品販売に関連する据付工事や試運転等の役務提供を別契約として締結した場合であっても、当該製品販売とそれに付随する役務提供契約は単一の履行義務として、役務提供完了時に資産等に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

・ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は下記の通りです。

(1) 契約の結合及び履行義務の識別

当社が行う製品販売及びそれに伴う据付工事や試運転等の役務提供に関して、従来は製品販売については着荷時若しくは顧客の検収完了時、役務部分については当社の作業完了時にそれぞれ収益を認識している取引が一部ありましたが、製品販売とそれに伴う役務提供は主に単一の履行義務として、役務提供完了時に収益を認識する方法に変更しております。

(2) 一定の期間にわたり充足される履行義務

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」、「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当事業年度より「契約負債」及び「その他」に含

めて表示しております。この結果、計算書類及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 退職給付

(1) 当事業年度に計上した金額

前払年金費用 8,025百万円
退職給付引当金 12,662百万円

(2) その他の情報

連結注記表「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と同一であります。

2. 税効果

(1) 当事業年度に計上した金額

繰延税金資産 2,260百万円

(2) その他の情報

連結注記表「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

1. 移転価格税制に基づく更正処分に対して提起した取消訴訟について

当社は、2007年3月期から2010年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、2012年3月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分(地方税を含めた追徴税額約62億円、うち約1億円は名古屋国税不服審判所に対する審査請求により還付済み)につき、2016年12月に東京地方裁判所に対して取消訴訟を提起しました。その後の審理を経て、2020年11月に東京地方裁判所にて、当社の請求を概ね認容し、法人税及び地方税額等合計約58億円について、本件更正処分等を取り消す旨の判決(以

下、第一審判決) が言い渡されました。国は、この第一審判決を不服として、2020年12月に東京高等裁判所に対して控訴を提起しました。これを受けて、当社は、第一審判決中、当社の請求が認容されなかった部分について、同月に附帯控訴を提起しました。その後の審理を経て、2022年3月に東京高等裁判所にて、当社の請求を概ね認容した東京地方裁判所の第一審判決を是認し、国の控訴及び当社の附帯控訴をいずれも棄却する旨の判決が言い渡されました。その後、当社は、当社の請求が概ね認容されていること等を総合的に考慮し、上告及び上告受理申立てをいずれも行いませんでした。また、国からも、期限までに上告及び上告受理申立てはいずれも行われなかったため、控訴審判決が確定しました。これに伴い、過年度に納付済みの法人税及び地方税額等について、当事業年度において還付税金約58億円を法人税等還付税額に計上するとともに、これに係る還付加算金約12億円を営業外収益に計上しております。

上記の更正処分に続き、当社は、2011年3月期から2015年3月期までの事業年度における上記のポーランド子会社との取引に関しても同様に、2017年6月に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を受け、地方税を含めた追徴税額約85億円を納付しましたが、処分の取消しを求め、2018年7月に名古屋国税不服審判所へ審査請求を行い、2019年7月に当該処分を一部取り消す旨の裁決書を受領しました。しかしながら、この段階では法人税及び地方税額等約4億円の還付に止まったことから、当社としては全額が取り消されるべきと考え、2019年12月に東京地方裁判所に対して更正処分の取消訴訟を提起しました。

なお、2016年3月期以降の事業年度につきましては、上記の経緯等を踏まえて見積った税額を計算書類に反映しております。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社では、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りは、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、その収束状況によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 206,005百万円

2. 未払法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し、2017年6月に移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため、2016年3月期から各事業年度についての見積税額を含んでおりません。

一方、2007年3月期から2010年3月期までの事業年度における上記のポーランド子会社との取引に関し、2012年3月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分につき、2022年3月に東京高等裁判所にて、当社の請求を概ね認容した東京地方裁判所の第一審判決を是認する旨の判決が言い渡され、その後、控訴審判決が確定したことに伴い、過年度に納付済みの法人税及び地方税額等に係る還付税金の未収分を反映しております。

3. 保証債務等

(1) 保証債務

関係会社の借入金	17,508 百万円
関係会社の預り保証金	2,234 百万円
合計	19,743 百万円

(注) 関係会社の金融機関からの借入金等に対して、債務保証を行っております。なお、上記の金額は保証総額から債務保証損失引当金設定額を控除した残額であります。

(2) 保証予約債務 91 百万円

4. 関係会社に対する債権及び債務	
短期金銭債権	55,921百万円
長期金銭債権	40,550百万円
短期金銭債務	30,116百万円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	156,072百万円
仕入高等	120,146百万円
営業取引以外の取引高	25,155百万円

2. 法人税等還付加算金及び法人税等還付税額

2007年3月期から2010年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、2012年3月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分につき、2022年3月に東京高等裁判所にて、当社の請求を概ね認容した東京地方裁判所の第一審判決を是認する旨の判決が言い渡され、その後、控訴審判決が確定したことに伴い、還付税金5,758百万円を法人税等還付税額に計上するとともに、これに係る還付加算金1,196百万円を営業外収益に計上しております。

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増 (千株)	加 (千株)	減 (千株)	少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	5,639		5,001		5,070	5,570

- (注) 1. 自己株式の普通株式の増加株式数5,001千株は、取締役会決議に基づく取得による増加5,000千株、単元未満株式の買取請求による増加1千株によるものであります。
2. 自己株式の普通株式の減少株式数5,070千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少5,000千株、ストック・オプションの行使による減少70千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株によるものであります。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産		
棚卸資産	2,453	
未払金、未払費用	3,052	
未払事業税	954	
N A S 電池安全対策引当金	297	
有形固定資産	1,711	
投資有価証券	856	
関係会社株式	8,142	
関係会社出資金	4,298	
関係会社事業損失引当金	463	
退職給付引当金	3,870	
債務保証損失引当金	1,907	
貸倒引当金	1,481	
その他	1,636	
繰延税金資産小計	31,126	
評価性引当額	△17,873	
繰延税金資産合計		13,253
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	6,700	
前払年金費用	2,453	
固定資産圧縮積立金	743	
退職給付信託解約に伴う受入有価証券	1,082	
その他	13	
繰延税金負債合計		10,992
繰延税金資産純額		2,260

Ⅵ 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	NGK EUROPE GmbH (ドイツ)	所有 間接 100.0%	製品の販売、役員 の兼任	製品の販売 (注) 1	22,802	売掛金	7,955
子会社	NGK(蘇州)環保陶瓷 有限公司	所有 直接 62.0% 間接 38.0%	製品の購入、 製品の販売、生 産設備等の供 給、資金の貸 付、役員の兼任	製品の販売 (注) 1	40,716	売掛金	5,339
子会社	NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O. O. (ポーランド)	所有 間接 95.0%	製品の購入、製 品の販売、生産 設備等の供給、 役員の兼任	製品の販売 (注) 1	34,528	売掛金	8,132
子会社	NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD. (タイ)	所有 直接 95.0% 間接 0.0%	製品の購入、生 産設備等の供 給、資金の貸 付、債務保証、 役員の兼任	債務保証 (注) 2	23,748	—	—
子会社	エヌジーケイ・セラ ミックデバイス 株式会社 (日本)	所有 直接 100.0%	製品の購入、生 産設備等の供 給、資金の貸 付、資金の借 入、建物・設備 の賃貸、役員の 兼任	製品等の購入 (注) 3 資金の貸付 (注) 4	40,186 △2,425	買掛金 長期貸付金	4,345 30,727
子会社	NGKエレクトロ デバイス株式会社 (日本)	所有 直接 100.0%	製品の購入、製 品の販売、資金 の貸付、役員の 兼任	資金の貸付 (注) 4	△73	長期貸付金	7,579

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
2. NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.の金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、金融機関からの借入金残高を記載しております。また、この債務保証に対して、被保証先の財政状態等を勘案し、債務保証損失引当金6,240百万円を計上しております。なお、当事業年度において、債務保証損失引当金を1,051百万円取崩し、営業外収益のその他に計上しております。
3. 価格その他の取引条件は、総原価を勘案して交渉の上決定しております。
4. 貸付金の利率は市場金利を勘案して決定しており、取引金額には当事業年度における増減額（△は減少）を記載しております。

Ⅶ 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「Ⅵ 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅷ 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産	1,096円38銭
2. 1株当たり当期純利益	213円67銭

Ⅸ 重要な後発事象

(事業区分の変更)

連結注記表「Ⅷ 重要な後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。